

## 陳情第1号 マスク着用における子どもの人権の尊重を求める陳情書

—望月則男 委員—

2年半もの長期にわたり、世の中ではマスク着用を推奨するという事で、子どもたちにマスク着用を半ば強制的に求めてきたため、子どもたちは相手の表情を読み取る能力、自己表現能力が欠けてしまう。という陳情者の思いに対し、総務文教委員会では様々な可能性を含めて議論しました。

学校現場では、文部科学省からの要請に基づき学校運営をしているため、マスク着用が困難な場合には十分配慮し、また外での活動時には積極的に外すように指導するなど現場での工夫も感じられ、当局の説明を了承とする。という結論に至りました。

採択・不採択が原則である陳情書の扱いではありませんが、マスクを外したいという思いと同時にマスクを着用したいという双方の思いを考えた結果となりました。



## 報第25～27号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について

—望月芳将 委員—

今回報告があった事故は、強風により市有地の樹木の枝が折れ、相手方車両を破損させたという案件でした。当然、損害賠償の全額を市側の保険でまかないましたが、議員からは危険個所への対応などの質疑が出ました。

公有地や私有地に限らず、樹木の管理について所有者に賠償責任が問われるということです。

こうした事故を予防するためにも、土地や樹木の管理を十分に行う必要があります。また、通行の際に危険な状況がありましたら、市へ報告ください。



## 議第50号 富士宮市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

—若林志津子 委員—

今回の改正は、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のための地方公務員の育児休業に関する法律の改正に伴い、富士宮市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものです。

具体的な内容としては、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和、子が1歳以降の非常勤職員の育児休業の取得の柔軟化、育児休業の取得回数が原則1回から2回（子の出生の日から57日間以内の育児休業にあっては、別に2回まで取得可能）となったことに伴う規定の整備その他所要の整備を行うとするものです。



日本社会全体で子育てを重視することは、少子高齢化社会にとって、とても大切なことです。女性・男性を問わず子育てを行うことは子どもにとってもいい影響を与えます。

市職員が率先して育児休業の取得率を上げることで、市内企業にも影響を与えます。また市からも企業に働きかけて欲しいと願います。